

平塚市市民活動災害補償制度 のあらまし

～ 市民活動中のけがや事故を補償します ～

市民活動災害補償制度とは

この制度は、市民のみなさんが安心して市民活動を行えるように、平塚市が保険料を負担して市民活動中のけがや事故を補償しています。

事前の登録や加入の手続きは必要ありません。



対象となる活動

次のいずれかに該当する活動が対象になります。

ただし、**無報酬**（交通費等の実費相当分の受領は可）で行う活動に限ります。

- 1 市民活動団体（5人以上で構成し、市内に活動拠点を置いている団体）又は市民（在勤・在学を除く）が自主的かつ計画的（継続的）に行う、**公益性のある活動**。
- 2 市が主催する（市民活動に類する）事業等において、市民が行う活動。

活動分野	主な活動内容例（これらの活動を行うための準備活動も含まれます）
地域社会活動	地域のふれあい活動 防犯・防災活動 清掃活動 交通安全活動 等
社会教育・社会体育活動	スポーツ活動の運営・指導活動(1) (趣味的な)文化活動の運営・指導活動(1)等
青少年育成活動	スポーツ少年団等の運営・指導活動(1) 子ども会(2)、ボーイスカウト等の地域の青少年育成団体の指導活動 児童、生徒の学習活動の指導・支援活動 等
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動 手話通訳活動 就労・社会復帰のための援護活動 等
市主催事業活動	市が主催・共催する事業（地区レクリエーション大会、公民館まつり等）活動 市の依頼業務（まちぐるみ大清掃、防災訓練等）活動 市の委託事業（公園管理清掃委託、地区体育振興業務委託等）活動 等

- 1 スポーツ活動を主とする団体が行うスポーツ活動及び趣味的な文化活動を行う団体の文化活動の場合、運営・指導活動をする方（指導者等）のみ対象になります。
- 2 全国子ども会安全共済会の被保険者となっている者（団体）は対象となりません。

次のような活動は対象になりません

特定の政治、宗教又は営利を目的とした活動

自己の楽しみのために行う活動、趣味を深める活動及び懇親を目的とした活動

児童・生徒等が行う学校管理下、学童管理下の活動（日本スポーツ振興センターの保険対象となる活動）

指導者等の管理下でない活動（休憩中に活動場所から離れた場合等）

無償の活動であっても、活動に応じて付与されるポイントが換金可能な場合

用語の定義

指導者等

市民活動の計画・立案及び運営をする等の指導的立場にある方
当日運営にあたった方（飛び入りの方は除きます）

参加者

市民団体等の構成員のうち指導者以外の方
市民団体等が行う市民活動に直接参加する方

補償内容

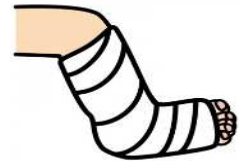
傷害事故補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、指導者や参加者等が負傷又は死亡した場合に補償されます。

「急激」・・・原因又は結果の発生を避けることができないほどに急迫した状態

「偶然」・・・原因又は結果の発生が予知できない状態

「外来」・・・原因の発生が身体に内在するものでなく外部にあること



補償対象者		
市民活動の指導者等及び参加者、市主催事業の参加者 自己がサービスの受け手（見物人や入場者、講座の受講者等）となるような場合は対象になりません。		
補償区分	補償金額	補償内容
死亡	250万円	事故日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害	250万円～ 75,000円	事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
入院	1日 3,000円	平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなったため入院した場合（事故日を含めて180日以内の入院を限度）
手術	入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じた額	入院補償金が支払われる場合に、その治療のための手術を受けた場合（手術の内容によって、補償されない場合もあります。）
通院	1日 1,500円	平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じたため通院し、医師の治療を受けた場合 （事故日を含めて180日以内の通院で90日を限度）
主な免責事項（補償金をお支払いできないもの）		
脳疾患、疾病、心神喪失 自覚症状のみのむちうち症（頸部症候群）や腰痛等 （医師の診断等により症状の裏付けがあるものは、対象になる場合があります。） 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象によるもの 熱中症、日射病、細菌性食中毒は補償対象とする。		

【対象となる具体例】

地域の防犯パトロールに参加中、乗用自動車と接触して転倒し、手首を骨折した。
 自治会（町内会）活動の一環で河川の清掃をしていたところ、蜂に刺されて負傷した。
 少年サッカークラブの練習の指導中に足を捻挫した。（無報酬の指導者であること）

【Q & A】



活動場所に自転車で向かう途中、転んでけがをしてしまいました。
 この場合は対象になりますか？

自宅と活動場所の往復途上でのけがも補償の対象になります。
 ただし、一般的な経路を外れた場合（寄り道等）は対象外となってしまうため、注意が必要です。



賠償責任事故補償

市民活動中に市民団体及び指導者等の過失により、参加者又は第三者の生命や身体、財物等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合等に補償されます。

補償対象者		
市民団体等、指導者等、平塚市及び平塚市が設立した法人		
補償の対象となる費用		
次の費用で、 <u>免責金額（自己負担額）5,000円</u> を超える部分の金額について支払われます。 （例：賠償金額が10万円の場合、10万円 - 5,000円 = 95,000円が支払われます。） 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、慰謝料、物品の修理代 等 訴訟費用、弁護士費用、仲裁、和解又は調停に関する費用		
補償区分	補償金限度額	補償内容
身体賠償	1人につき 1億円 1事故につき 5億円	他人の生命や身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
財物賠償	1事故につき 500万円	他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
人格権 侵害賠償	1事故につき 500万円	名誉毀損やプライバシーの侵害等により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
主な免責事項（補償金をお支払いできないもの）		
指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任 指導者等が所有、使用又は管理する車両に起因するもの 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象によるもの		

【対象となる具体例】

自治会（町内会）の夏祭りの会期中、設置していたテントが倒れ、参加者がけがをしてしまった。
地区レクリエーション大会の準備中、運搬していた機材を駐車車両にぶつけ、傷をつけてしまった。

【Q & A】



当事者間だけの示談でも補償の対象になりますか？

示談でも支払いの対象になりますが、たとえ賠償責任があるとしても、むやみに高額な賠償金を払った場合は客観的に妥当性のある金額しか支払われません。当事者間で示談する前にご相談ください。



まずはご相談を！

傷害事故、賠償責任事故ともに活動の内容や規模によって様々なケースがあるため、補償の対象にならない場合もあります。事故発生後はまず担当課（次頁記載）へご相談ください。

もし事故が起きてしまったら

～ 補償金請求手続きの流れ ～

☑ 1 「電話をかける」 **速やかに!**

速やかに、下記担当課へ連絡をしてください。

物損の場合は、状況説明用のため現場写真を数枚撮影しておいて下さい。

☑ 2 「事故報告書を提出する」 **20日以内に!**

事故報告書に必要事項を記入して、団体規約や活動内容がわかる書類等を添えて20日以内に担当課へ提出してください。

事故報告書は各担当課、公民館、市民活動センターにあります。

20日以内に報告がない場合、補償金が支払われないことがあります。

対象となる事故であるか審査します。

補償の対象となる事故の場合、「事故証明書」と「補償金請求に必要な書類」を送付します。

☑ 3 「保険金請求書を提出する」

傷害事故 ケガが治癒又は事故の日から180日を経過した日以降

賠償責任事故 賠償金額が確定したら

必要な書類を添えて協働推進課まで提出して下さい。

補償金が支払われます

市民活動災害補償制度の窓口案内

活動団体	担当課	電話番号	主な休日
体育団体	スポーツ課	31 - 3060	土日,祝祭日
公民館利用団体	中央公民館	34 - 2111	第2,4,5月曜
学校支援ボランティア	教育指導課	35 - 8120	土日,祝祭日
子ども会	青少年課	71 - 5950	土日,祝祭日
福祉関係団体	社会福祉協議会	33 - 0007	土日,祝祭日
自治会・その他	協働推進課	21 - 9618	土日,祝祭日

この制度に関するお問い合わせ先

平塚市 市民部 協働推進課 電話 : 21 - 9618 FAX : 21 - 9756

メール : kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp